

第 12 回 由仁町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和 4 年 12 月 23 日 午後 3 時 30 分から
- 2 開催場所 由仁町役場 3 階大会議室
- 3 議事日程
 - 日程第 1 議事録署名委員の指名
 - 日程第 2 会期の決定
 - 日程第 3 議案第 1 号 土地の賃貸借解約通知について (1 件)
 - 日程第 4 議案第 2 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について (所有権移転 3 件、使用貸借 3 件)
 - 日程第 5 議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法第 16 条第 1 項の規定による買入れ協議を行う旨の要請について (1 件)
 - 日程第 6 議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について (所有権移転 5 件、使用貸借 1 件、賃貸借 15 件)

4 出席
委員

1番 本間俊明 2番 高嶋雅彦 3番 中道雅彦
4番 川端敦 5番 杉本道哉 6番 上野祐司
8番 森長正徳 9番 橋口善一郎 10番 松田一博
11番 北川正則 12番 西田勝敏 13番 田中昭一
14番 川崎浩樹 15番 佐藤弘之

5 事務局
説明員

局長 青木祐次 主査 高山亮一

局長 皆さま、ご起立願います。
一同、礼。よろしくお願ひします。
ご着席ください。

局長 ただいまから令和4年第12回総会を開会いたします。
開会にあたりまして、上野会長からご挨拶をいただきます。

会長 挨拶

局長 これからは、会議規則第4条の規定により、会長が総会の
議長となり、議事を進行していただきます。
よろしくお願ひします。

議長 本日招集いたしました令和4年由仁町農業委員会第12回
総会の出席者は14名です。

議長 委員の過半数に達しておりますので、会議規則第6条の規
定により、第12回総会は成立いたしました。
それでは、本日の議事日程に基づき執り進めます。

議長 日程第1、議事録署名委員を会議規則第13条第2項の規定
により私から指名いたします。
8番 森長委員、9番 橋口委員を指名いたしますが、ご
異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
次に、日程第2、会期の決定についておはかりいたします。
本日の総会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、
ご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 意義ないものと認めます。
よって、本総会の会期は本日1日限りといたします。

議長 それでは、日程第3、議案第1号『土地の賃貸借解約通知について』を議題といたします。
 事務局から内容の説明を求めます。

 (議案朗読)

局長 議案第1号『土地の賃貸借解約通知について』
 土地の賃貸借について、合意解約の通知があったので、審議決定を求めるものであります。
 内容については、高山主査から説明させますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

 (内容説明)

主査 議案第1号について、ご説明いたします。
 農地の賃貸借・使用貸借の解約は農地法で制限されているため、解約する場合については、農地法第18条第1項の規定により原則として農業委員会の許可を受ける必要があります。ただし、貸主、借主双方の合意による解約で土地の引渡しの時期が、合意が成立した日から6か月以内であり、かつ、その内容が書面で明らかな場合は、農業委員会の許可がなくても解約できることとなっており、この場合には、農地法第18条第6項の規定により合意による解約をした日の翌日から30日以内に必要事項を記載した通知書を農業委員会に提出することとされていることから、議案資料で添付した『解約通知書』の内容を確認していただき、この度の合意解約が適正か否かを審議していただきます。
 議案の2ページをお開きください。

 1番ですが、賃貸借の解約通知で、貸主は広島県三原市宗郷の
 ■■■■氏、借主は東三川自治区の■■■■氏でございます。

 土地の所在は、東三川3163から3322までの7筆の田で、合計面積は46,654㎡で、借主である■■■■氏が離農することから賃貸借を解約するものであります。なお、解約した農地につきましては、新たな借主と賃貸借することとなっており、この後の議案で審議いただきます。

 議案資料の1ページをお開きください。

 12月1日に賃貸借の『解約通知書』の提出がありました。合意解約の成立した日は同日の12月1日、土地の引渡しは12月25日に行われるものであり、6か月以内の要件及び30日以内の通知書の提出要件についても、全て適正に行われています。

以上で議案第1号の説明を終わります。

議長 議案第1号の説明が終わりましたので質疑に入ります。
ご質問等ございませんか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。
議案第1号については、当農業委員会として、解約通知書のとおり合意解約は適正であると認めることにご異議ございませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、議案第1号については、適正に合意解約手続きが行われていると認めることにいたしました。

議長 次に、日程第4、議案第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。
事務局から内容の説明を求めます。

(議案朗読)

局長 議案第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』

農地法第3条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、その許可の可否の決定を求めるものであります。

内容については、高山主査から説明いたしますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

(内容説明)

主査 議案第2号について、ご説明いたします。

本件は、所有権移転3件、使用貸借3件であります。

農地法第3条により権利を取得するためには農地法第3条第2項の規定により「農地を全部効率的に利用すること」、「農地所有適格法人以外の法人による権利取得ではないこと」、「事業に必要な農作業に常時従事すること」、「農地面積が下限面積(2ha)以上であること」、「地域に調和すること」という各要件を満たし

ていなければなりません。全ての要件を満たしているものと判断されます。

それでは議案4ページをお開きください。

1番ですが、土地の所在は古川582-1の1筆の畑で、面積は240㎡です。

譲渡人は、札幌市北区の■■■■氏、譲受人は古川自治区の■■■■氏です。

申請理由は、譲渡人は、相続した農地を耕作できないため贈与し、譲受人は、申請地の贈与を受け、経営を拡大するものであります。

申請地の所在について説明しますので、別添の議案資料2ページをお開きください。

申請地は、旧岩内線沿いにある古川地区の農地で、許可申請地と白線で囲まれている箇所でございます。

2番ですが、土地の所在は光栄167-2の1筆の田で、面積は902㎡です。

譲渡人は、旭川市緑が丘の■■■■氏、譲受人は栗山町字三日月の■■■■です。

申請理由は、譲渡人は、申請地を売却し離農するもので、譲受人は、申請地を買い受け、経営を拡大するものであります。

農地の売買価格については、■■■■円で、10aあたり■■■■千円でございます。

申請地の所在について説明しますので、別添の議案資料3ページをお開きください。

申請地は、国道234号線沿いにある下古山地区で、許可申請地と白線で囲まれている箇所でございます。

3番ですが、土地の所在は川端1436-1から1444-1の3筆の畑で、合計面積は13,299㎡です。

譲渡人は、千歳市北陽の■■■■氏、■■■■氏、千歳市北斗の■■■■氏、大阪府箕面市萱野(みのおしかやの)の■■■■氏の4名で、譲受人は安平町追分柏が丘の■■■■です。

申請理由は、譲渡人は、相続した農地を耕作できないため売却し、譲受人は、申請地の買い受け、経営を拡大するものであります。

農地の売買価格については、■■■■円で、10aあたり■■■■千

円でございます。

申請地の所在について説明しますので、別添の議案資料4ページをお開きください。

申請地は、安平町との境界に隣接する川端地区の農地で、許可申請地と白線で囲まれている箇所でございます。

議案の5ページをお開きください。

4番以降は、経営移譲に伴う使用貸借でございます。

4番ですが、土地の所在は古山144から240-2の16筆の田と4筆の畑で、合計面積は125,560.6㎡です。

貸主は、古山自治区の■■■■氏、借主で後継者である■■■■氏へ使用貸借するものです。契約期間は20年間です。

5番ですが、土地の所在は西三川931-1から998の7筆の田と3筆の畑で、合計面積は147,933㎡です。

貸主は、西三川自治区の■■■■氏、借主で後継者である■■■■氏へ使用貸借するものです。契約期間は30年間です。

議案6ページをお開きください。

6番ですが、土地の所在は中三川130から1530の25筆の田と22筆の畑で、合計面積は299,134㎡です。

貸主は、中三川自治区の■■■■氏、借主で後継者である■■■■氏へ使用貸借するものです。契約期間は20年間です。

以上で議案第2号の説明を終わります。

議長 議案第2号の内容の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

ご質問等ございませんでしょうか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。

議案第2号については、当農業委員会として許可することにご異議ございませんか。

各委員 ありません。

議長

異議ないものと認めます。

よって、議案第2号については、当農業委員会として許可することに決定いたしました。

議長

次に、日程第5、議案第3号『農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による買入れ協議を行う旨の要請について』を議題といたします。事務局より内容説明を求めます。

(議案朗読)

局長

議案第3号『農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による買入れ協議を行う旨の要請について』

農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づき、所有権移転に係るあっせんの申し出があった農用地について、公益財団法人北海道農業公社による買入れを必要と認め、同法第16条第1項に基づき買入れの協議を行う旨の通知をするように由仁町長に対し要請することについて、その可否の決定を求めるものであります。

内容については、高山主査から説明させますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

(内容説明)

主査

議案第3号について説明いたします。本件は1件で、農地保有合理化事業に基づく北海道農業公社による買入れが必要かどうか審査するものです。

必要と認め通知を要請することを決定した場合は、町長が農地保有合理化事業による買入れを公社へ要請し、協議を進めていくこととなります。それでは議案8ページをお開きください。

1番ですが、土地の所在は東三川2203から3374の9筆の田と1筆の畑で、合計面積は100,187㎡です。

あっせん申出者は、東三川自治区の■■■■氏です。

本件は令和4年12月9日開催のあっせん会において公社買入が必要と判断されたものです。

公社買入後の事業参加者は、同じ東三川自治区の■■■■氏を予定しております。

議案資料5ページをご覧ください。

農地は、■■■■氏の住宅周辺のあっせん申出地①から⑩までの白線で囲まれた農地です。

公社買取価格は、あっせん申出地①の畑が 10a あたり ■■■千円、あっせん申出地②から⑤までの田が 10a あたり ■■■千円、あっせん申出地⑥から⑩までの田が 10a あたり ■■■千円で、合計■■■円です。

以上で、議案第 3 号の説明を終わります。

議長 議案第 3 号の説明が終わりましたので質疑に入ります。
ご質問等ございませんでしょうか。

各委員 ありません

議長 質疑がないようですので採決に入ります。
議案第 3 号については、買入協議を行う旨の通知をするよう、由仁町長に対し、要請することにご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、議案第 3 号については、買入協議を行う旨の通知をするよう、由仁町長に対し、要請することに決定しました。

議長 次に、日程第 6、議案第 4 号『農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。
事務局から内容の説明を求めます。

(議案朗読)

局長 議案第 4 号『農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について』

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、由仁町より決定を求められた別紙農用地利用集積計画の決定について、その可否の決定を求めるものでございます。

内容については、高山主査から説明させますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

(内容説明)

主査 議案第 4 号について、ご説明いたします。

本件は、所有権移転の売買が 5 件、使用貸借が 1 件、賃貸借が

12 件の農用地利用集積計画です。利用権の設定時期については、集積計画公告予定日の 12 月 26 日です。

本件の譲受人及び借受人である農業者は、農用地利用集積計画の内容が由仁町の基本構想に適合する。全ての農用地について耕作または養畜を行う。農作業に常時従事する。対象農地の関係権利者の同意が得られていること。の各要件を全て満たしているものと判断しております。それでは議案 10 ページをお開きください。

1 番から 5 番については、先月の総会で決定し、公社への買入要請を行った結果、公社が買入れを行うことに同意したことに伴う所有権移転でございます。

1 番ですが、土地の所在は山柵 90-6 から 1187 までの 8 筆の田で、合計面積は 64,367 m²です。

売買価格は [REDACTED] 千円で、譲渡人は山柵自治区の [REDACTED] 氏、譲受人は公益財団法人北海道農業公社です。

なお、事業参加者は山柵自治区の [REDACTED] 氏と古川自治区の [REDACTED] 氏です。

2 番ですが、土地の所在は岩内 2345 から 2466 までの 4 筆の田で、合計面積は 54,444 m²です。

売買価格は [REDACTED] 千円で、譲渡人は岩内自治区の [REDACTED] 氏、譲受人は公益財団法人北海道農業公社です。

なお、事業参加者は岩内自治区の [REDACTED] です。

3 番ですが、土地の所在は岩内 2467 の 1 筆の田で、面積は 19,893 m²です。

売買価格は [REDACTED] 千円で、譲渡人は岩内自治区の [REDACTED] 氏、譲受人は公益財団法人北海道農業公社です。

なお、事業参加者はこちらも岩内自治区の [REDACTED] です。

4 番ですが、土地の所在は岩内 2470 から 2522 までの 13 筆の田と 1 筆の畑で、合計面積は 135,996 m²です。

売買価格は [REDACTED] 千円で、譲渡人は岩内自治区の [REDACTED] 氏、譲受人は公益財団法人北海道農業公社です。

なお、事業参加者は岩内自治区の [REDACTED] 氏です。

5番ですが、土地の所在は熊本 418-1 から 581-1 までの 6 筆の田と 1 筆の畑で、合計面積は 76,579 m²です。

売買価格は [REDACTED] 千円で、譲渡人は熊本自治区の [REDACTED] 氏、譲受人は公益財団法人北海道農業公社です。

なお、事業参加者は熊本自治区の [REDACTED] 氏です。

議案 11 ページをお開きください。

6 番については、使用貸借の案件です。

土地の所在は、中三川 725-1 から 851 の 4 筆の田と 16 筆の畑で、合計面積は 174,612 m²です。

使用貸借期間は、令和 15 年 11 月 30 日までの 11 年間です。

貸主は、千歳市東丘の [REDACTED] 氏、借主は [REDACTED]

[REDACTED] で、新規の案件です。

議案 12 ページをお開きください。

7 番以降については、賃貸借の案件です。

7 番から 9 番については、9 月の総会で決定し、公益財団法人北海道農業公社が買入した農地を農地保有合理化事業参加者に対し賃貸借するものです。

7 番ですが、土地の所在は山形 242 から 252 までの 3 筆の田で、合計面積は 26,881 m²です。

賃貸借期間は、令和 9 年 10 月 31 日までの 5 年間で、賃貸借料は、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、公益財団法人北海道農業公社、借主は、事業参加者の栗山町字富士の [REDACTED] です。

8 番ですが、土地の所在は光栄 80-2 から 92-1 までの 3 筆の田で、合計面積は 26,707 m²です。

賃貸借期間は、令和 9 年 10 月 31 日までの 5 年間で、賃貸借料は、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、公益財団法人北海道農業公社、借主は、事業参加者の下古山自治区の [REDACTED] 氏です。

以上で議案第 4 号の 1 番から 8 番までの説明を終わります。

議長

議案第 4 号の 1 番から 8 番までの内容の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

ご質問等ございませんでしょうか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。
議案第4号の1番から8番までについては、農用地利用集積計画により取り扱うことにご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、議案第4号の1番から8番までについては、農用地利用集積計画により取り扱うことに決定いたしました。

議長 引き続き議案第4号の9番を議題とする前に、会議規則第10条の関係から [] には退席していただき、議事を進めさせていただきます。

([] 委員退席)

議長 それでは議案第4号の9番の議事を進めます。
事務局から内容の説明を求めます。

主査 9番ですが、土地の所在は光栄72-1から98-1までの3筆の田で、合計面積は67,433㎡です。
賃貸借期間は、令和9年10月31日までの5年間で、賃貸借料は、年間 [] 円です。
貸主は、公益財団法人北海道農業公社、借主は、事業参加者の [] 氏です。
以上で議案第4号の9番の説明を終わります。

議長 議案第4号の9番の内容の説明が終わりましたので、質疑に入ります。
ご質問等ございませんでしょうか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。
議案第4号の9番については、農用地利用集積計画により取り扱うことにご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、議案第4号の9番については、農用地利用集積計画により取り扱うことに決定いたしました。

(委員着席)

議長 議案第4号の9番については、農用地利用集積計画により取り扱うことに決定いたしましたので、 委員に報告します。

引き続き議案第4号の10番以降の議事を進めます。
事務局から内容の説明を求めます。

主査 10番ですが、土地の所在は、山形95から111までの4筆の田と2筆の畑で、合計面積は44,184㎡です。

賃貸借期間は、令和7年11月30日までの3年間で、賃貸借料は、田が10a当たり 円、畑が10a当たり 円、年間 円です。

貸主は、山形自治区の 氏、借主は、同じく山形自治区の 氏で、更新の案件です。

11番ですが、土地の所在は、古川95-1から119-1までの3筆の田と1筆の畑で、合計面積は60,373㎡です。

賃貸借期間は、令和7年11月30日までの3年間で、賃貸借料は、田が10a当たり 円、畑が10a当たり 円、年間 円です。

貸主は、古川自治区の 氏、借主は、同じく古川自治区の 氏で、更新の案件です。

12番ですが、土地の所在は、山柵1100から1102までの3筆の田で、合計面積は20,938㎡です。

賃貸借期間は、令和14年11月30日までの10年間で、賃貸借料は、10a当たり 円、年間 円です。

貸主は、第7自治区の 氏、借主は、東三川自治区の 氏で、更新の案件です。

13番ですが、土地の所在は、山柵1106から2803までの8筆の

田と1筆の畑で、合計面積は42,302㎡です。

賃貸借期間は、令和9年11月30日までの5年間で、賃貸借料は、田畑ともに10a当たり [REDACTED] 円、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、東三川自治区の [REDACTED] 氏、借主は、岩内自治区の [REDACTED] 氏で、新規の案件です。

14番ですが、土地の所在は、中三川1から27までの6筆の田と1筆の畑で、合計面積は61,856㎡です。

賃貸借期間は、令和7年11月30日までの3年間で、賃貸借料は、田が10a当たり [REDACTED] 円、畑が10a当たり [REDACTED] 円、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、中三川自治区の [REDACTED] 氏、千歳市青葉の [REDACTED] 氏、栗山町継立の [REDACTED] 氏、長沼町西1線の [REDACTED] 氏の4名、借主は、中三川自治区の [REDACTED] 氏で、更新の案件です。

15番ですが、土地の所在は、中三川25と32の2筆の田で、合計面積は34,623㎡です。

賃貸借期間は、令和7年11月30日までの3年間で、賃貸借料は、10a当たり [REDACTED] 円、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、中三川自治区の [REDACTED] 氏、千歳市青葉の [REDACTED] 氏、栗山町継立の [REDACTED] 氏、長沼町西1線の [REDACTED] 氏の4名、借主は、中三川自治区の [REDACTED] 氏で、更新の案件です。

16番ですが、土地の所在は、中三川32と37の2筆の田で、合計面積は28,783㎡です。

賃貸借期間は、令和7年11月30日までの3年間で、賃貸借料は、10a当たり [REDACTED] 円、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、中三川自治区の [REDACTED] 氏、千歳市青葉の [REDACTED] 氏、栗山町継立の [REDACTED] 氏、長沼町西1線の [REDACTED] 氏の4名、借主は、中三川自治区の [REDACTED] 氏で、更新の案件です。

17番ですが、土地の所在は、中三川917から942までの3筆の田と5筆の畑で、合計面積は81,931㎡です。

賃貸借期間は、令和9年11月30日までの5年間で、賃貸借料は、田が10a当たり [REDACTED] 円、畑が10a当たり [REDACTED] 円、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、恵庭市恵み野の [REDACTED] 氏、借主は、中三川自治区の [REDACTED] 氏で、更新の案件です。

■■■■氏で、更新の案件です。

18 番ですが、土地の所在は、中三川 936 から 940 の 3 筆の畑で、合計面積は 12,264 m²です。

賃貸借期間は、令和 9 年 11 月 30 日までの 5 年間で、賃貸借料は、10a 当たり ■■■■ 円、年間 ■■■■ 円です。

貸主は、恵庭市恵み野の ■■■■ 氏、借主は、中三川自治区の ■■■■ で、更新の案件です。

19 番ですが、土地の所在は、東三川 1602 から 1605 までの 4 筆の田で、合計面積は 46,707 m²です。

賃貸借期間は、令和 9 年 11 月 30 日までの 5 年間で、賃貸借料は、10a 当たり ■■■■ 円、年間 ■■■■ 円です。

貸主は、栗山町字富士の ■■■■ 氏、借主は、岩内自治区の ■■■■ 氏で、新規の案件です。

議案 14 ページをお開きください。

20 番ですが、土地の所在は、東三川 3163 から 3322 までの 7 筆の田で、合計面積は 46,654 m²です。

賃貸借期間は、令和 9 年 11 月 30 日までの 5 年間で、賃貸借料は、10a 当たり ■■■■ 円、年間 ■■■■ 円です。

貸主は、広島県三原市宗郷の ■■■■ 氏、借主は、東三川自治区の ■■■■ 氏で、新規の案件です。

以上で議案第 4 号の 10 番から 20 番までの説明を終わります。

議長 議案第 4 号の 10 番から 20 番までの内容の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

ご質問等ございませんでしょうか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。

議案第 4 号の 10 番から 20 番までについては、農用地利用集積計画により取り扱うことにご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長

異議ないものと認めます。

よって、議案第4号の1番から20番までについては、農用地利用集積計画により取り扱うことに決定いたしました。

議長

引き続き議案第4号の21番を議題とする前に、会議規則第10条の関係から[]には退席していただき、議事を進めさせていただきます。

([] 委員退席)

議長

それでは議案第4号の21番の議事を進めます。
事務局から内容の説明を求めます。

主査

21番ですが、土地の所在は、東三川2788から2799までの3筆の田で、合計面積は28,916㎡です。

賃貸借期間は、令和5年11月30日までの1年間で、賃貸借料は、10a当たり [] 円、年間 [] 円です。

貸主は、東三川自治区の [] 氏、借主は、同じく東三川自治区の [] で、更新の案件です。

以上で議案第4号の21番の説明を終わります。

議長

議案第4号の21番の内容の説明が終わりましたので質疑に入ります。

ご質問等はありませんか。

各委員

ありません。

議長

質疑がないようですので採決に入ります。

議案第4号の21番については、農用地利用集積計画により取り扱うことにご異議ありませんか。

各委員

ありません。

議長

異議ないものと認めます。

よって、議案第4号の21番については、農用地利用集積計画により取り扱うことに決定いたしました。

([] 委員着席)

議長 議案第4号の21番については、農用地利用集積計画により取り扱うことに決定いたしましたので、 委員に報告します。

議長 おはかりいたします。
本日予定しておりました議案については、すべて終了いたしましたので、総会を閉会とし、その他の事項については、閉会后引き続き協議いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、本日の総会は、これをもって閉会といたします。

(閉会時間、6時15分)

議事録署名委員

8番 森長 王復 

9番 橋口 善一郎 